

令和5年度第3回国分寺市子ども・子育て会議

令和5年10月5日
国分寺市役所
第1・2委員会室

次 第

1 議事

- (1) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和4年度実績）の評価について（第5章）
- (2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和4年度実績）の評価について（第4章基本目標Ⅰ～Ⅲ）

2 その他

■ 配付資料

- 5-3-1 施策評価書及び重点事業評価シート（令和4年度）一式
（基本目標Ⅰ～Ⅲ）

令和5年度第3回国分寺市子ども・子育て会議

日 時:令和5年10月5日(木) 午後6時30分～

場 所:国分寺市役所 第1・第2委員会室

出席者(敬称略)

委 員 川喜田 昌代(会長),田嶋 大樹(副会長),追谷 優希,渡辺 雅之,矢山 浩輔,
殿下 順子,関口 幹雄,福羅 和子,原 弘和,相馬 千鶴
事 務 局 宮本 学,千葉 昌恵,坂本 岳人,桑野 正樹,石丸 明子,前田 典人,
齊藤 幸芳,山田 憲晴,堀田 恵里

会 長 本日はお忙しい中お集まりいただき,ありがとうございます。定刻になりましたので会議を始めたいと思います。よろしく願い申し上げます。

会議を開催するに当たり,事務局から委員出席確認等お知らせいただきたいと思いません。お願いいたします。

事 務 局 皆様こんばんは。本日はお忙しい中ありがとうございます。現在出席委員が10人いらっしゃいます。事前に双木委員と山本委員から本日欠席の御連絡がございましたが,オンラインであれば参加できるかもしれないとのことで,オンラインの御用意もさせていただいております。つきましては,出席委員10人,欠席委員2人で,委員の過半数の出席がありますので,国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき,国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しております。よろしく願いいたします。

会 長 事務局から委員の出席確認がとれましたので,これより令和5年度第3回国分寺市子ども・子育て会議を開催したいと思います。会議を始めるに当たり,事務局より配付資料についての確認をお願いしたいと思います。

事 務 局 事前に郵送及びメールにて送付しております会議資料等は,開催通知,次第,資料5-3-1となります。また,開催通知にも記載のとおり,第1回,第2回の会議資料等についても御持参いただいているかと思えます。こちらについても必要に応じて使用させていただければと思えます。配付資料については以上でございます。

1 議事(1) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画(令和4年度実績)の評価について(第5章)

会 長 ありがとうございます。それでは,配付資料の確認が終わりましたので,早速議事に入りたいと思います。本日の議事は2件になります。次第に書かれていますように,(1),(2)と2つございます。1件目の(1)に入りたいと思いますが,こちらは,前回の会議の続きとなります。第2回の会議では,4つの区分のうちの1区分まで終わったと思えます。本日は2区分目「地域子ども・子育て支援事業」から始めたいと思えます。

それでは,事務局より資料の説明をお願いいたします。

事 務 局 では,会長から御説明ありましたように,資料5-2-5を使って,本日は第5章の評価の続きをお願いします。資料5-2-5を開いていただきますと,見開きに4区分ございまして,

1区分目「幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」については、御意見等を前回の会議ですでに頂いてございます。

本日は、2から4の区分を皆様に御説明させていただいて、御意見等を頂くのが、最初の議題でございます。

では、この資料を使いまして、御説明させていただきます。横向きのページで2ページになります。2-1「地域子ども・子育て支援事業」を御覧いただければと思います。

前回の会議でも申し上げましたとおり、専門的な単語や言葉遣いが度々出てまいります。なるべく分かりやすく、皆様にお伝えできるよう努めたいと思いますが、何か御不明な点等がございましたら御遠慮なく言っていただければと思っております。

計画書120ページ「地域子ども・子育て支援事業」を御覧ください。

前回の会議で御説明させていただいたとおり、ページの構成は共通しており、事業名称、「概要」、「現状」が書かれております。5年間でどのようにしていくのか、「量の見込みと確保方策」として表現しております。また場合によっては、「今後の方向性」を補足している構成になっています。事業概要の説明からになりますと、どうしても時間に限りがございます。少し省略しますが、事業内容等をお知りになりたい場合は、該当ページを御覧いただければと思います。

第5章については、既に御覧になられた方はお分かりいただいているかもしれませんが、第4章と関連がございます。ここは子ども・子育て支援事業計画となりまして、子ども・子育て支援法の第61条の計画に基づいたものとなっております。

前回は、保育所に関連した事業などについて御意見を頂いたところですが、ここでも第4章の内容に関連する事業となっております。第4章の「重点事業」でも度々触れる内容となっておりますので、こちらも少し絡めながら御説明させていただければと思っております。

市町村の子ども・子育て支援事業計画の位置づけをもって実施する事業であることはお伝えしたところでございますが、記載している数字の単位、施設数や事業数、また延べ利用人数の指標が出てきます。この単位や量の見込み、確保方策については、国の指示に従って、このような形式で定めることとなっております。

数字の意味について、御説明を踏まえながら進めさせていただければと思っております。繰り返しになりますが、第5章は数値に重点を置いた計画となっております。「地域子ども・子育て支援事業」については、全部で14項目ありますので、1つずつ見ていければと思います。

まず、(1)「利用者支援事業」から始めたいと思います。利用者支援事業については、計画の表にもありますように「基本型」「特定型」、「母子保健型」の3つの類型がございます。この基本型につきましては、「利用者支援事業(子育て応援パートナー)」が国分寺市では行われており、子育て相談室が担当してございます。第4章重点事業の通番1が該当するものとなります。

基本型のもう1つとして、「子育て世代包括支援センター事業」がございまして、こちらは健康推進課で実施しております。重点事業の通番4になります。

また特定型といたしましては、「保育コンシェルジュ事業」が該当いたします。こちらは保

育幼稚園課で実施してございますが、第4章重点事業の通番5に該当しております。

母子保健型は、「出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）」が該当でございまして、健康推進課で実施してございますが、重点事業の通番2となります。

いずれも第4章基本目標1、施策(1)に掲げられている重点事業が該当事業になります。

これらの事業につきましては、「量の見込みと確保方策」について御説明させていただきます。読み取りづらい内容となっておりますので、ゆっくり説明させていただきますが、表は「基本型・特定型」と「母子保健型」に分かれて書かれています。これは国の指針に基づいた記載になっていることをあらかじめ御承知おきください。

令和4年度の実績値についてですが、差し引き「▲1」、これはマイナスを表しており、マイナス1となります。

先ほど、基本型は2つ事業があることを御説明させていただきましたが、基本型については、子育て包括支援センター事業についての事業の見込みの確保方策が事業数1とカウントします。残り1が利用者支援事業（子育て応援パートナー）になります。これで計2つになります。令和4年度の確保方策の不足分は、基本型の利用者支援事業（子育て応援パートナー）分となります。地域子育て支援事業、親子ひろばについては、後で出てきますが、利用者支援事業と合わせて実施する地区拠点親子ひろばを国分寺市では事業として行っております。市の東側と西側それぞれ1か所ずつ既に整備されておりますが、市内中央部にも拠点が必要として計画を立てていることから、マイナス1になっています。令和6年度に整備する予定になっておりますが、基本型の実績値を見ていただけますと4となっていて、3プラス1となります。子育て応援パートナー事業が3、先ほどの子育て世代包括支援センター事業数が1になっていますので、不足分については、計画の記載のとおり、令和6年度に確保する計画にしておりますので、差し引き1となって、マイナス1になります。

計画書121ページを御覧ください。令和2年度から令和5年度までマイナス1が続いていますが、令和6年度に整備する計画となっていることから最後はゼロとなります。要はニーズと確保量、私どもが計画しているものに対して用意することからゼロとなる計画になっております。いずれにしても、マイナス1は計画どおりの数値となっております。ただ、不足していることには変わりありませんので、実績としては、このように表現させていただいております。

続きまして、(2)「時間外保育事業」でございまして。こちらは保育所の延長保育事業になります。量の見込みと確保方策の実績値についてですが、国の方針、趣旨に基づき、定期利用人数を実績値としてあげております。延長保育にはスポット利用と定期利用がありまして、要は定期的に延長保育を利用されている件数をカウントしております。この事業につきましては、在園児が対象の事業になりますので、確保方策は認可保育所の定員数となり、4月1日時点の認可保育所の定員数となっております。つまり、基本的には延長保育を希望されている児童皆様が利用することができていれば、全て網羅されることとなります。確保方策に対して量の見込みが非常に少ないのはそのような理由がありまして、用意ができていないものに対しての実際の利用が実態となります。

最近の傾向ですと、時間外保育事業の利用は減っている傾向がございます。以前までは延長保育が保育所の1つの売りになっていましたが、最近は大きく傾向が変わってきている特徴がございます。

(3)「放課後児童健全育成事業(学童保育所)」となります。学童保育所が括弧となっていますが、実態として学童保育所の量の見込みと確保方策を表しています。こちらは、第4章重点事業の通番15学童保育所整備事業でございます。

量の見込みの実績値についてですが、低学年の児童の実績値が計画値の見込みを上回る場所がございますが、高学年児童につきましては、計画値は障害のある高学年児童を含めた高学年児童の全体の見込み数となっているのに対して、高学年児童の受入れは試行実施のため、実績値は、障害のある高学年児童の受入れ人数の記載となっております。その関係で量の見込み全体でいうと、計画値を下回っております。確保方策は(B)にあります。計画値を若干上回っている実績となっておりますが、これは一部施設で定員増を行ったことによるものです。

ただし、「当該年度までに新たに確保する量(D)」については、計画していた学童保育所の整備が実際にはできませんでした。新たに確保する量は、計画80に対してゼロとなっているのは、そのような理由からになります。

なお、学童保育所につきましても、公立学童保育所の整備を計画に含めるため中間見直しを昨年度行っております。特に低学年児童については、実態として各施設での狭隘状況と市全体での狭隘状況に少し差が出ております。

(4)「放課後子どもプラン(放課後子供教室)」になります。第4章重点事業の通番27「放課後子どもプラン」の子どもの居場所の事業でございます。放課後を学校で過ごすことを希望された子どもについて、基本的に利用ができる事業であることから、実績値、見込み値、量の見込みと確保方策の差し引きはゼロになっています。基本的には利用希望者が全員利用できている場合は、このような表現となります。

(5)「子育て短期支援事業(ショートステイ事業)」でございます。第4章重点事業の通番41になります。「支援ニーズに応じたサービスの提供の充実」に4つ挙げている事業の1つになります。量の見込みの実績値は、61人日となっております。単位のとおり、延べ利用人数となっておりますが、確保方策につきましては、もともと計画値が児童を受け入れることのできる施設の年間利用可能日数となっております。それに対して、実績値についても、年間利用可能日数を記載しておりますが、実態として利用されている人数との乖離はこのような事情からになります。

(6)「乳児家庭全戸訪問事業」となります。生後120日までの乳児のいる全ての御家庭に訪問する事業となっておりますので、量の見込みと確保方策の差し引きはゼロとなっております。

(7)「養育支援訪問事業」となります。第4章重点事業の通番41の4つの事業のうちの1つとなります。この事業については、必要なときに利用する、実施するものになりますので、量の見込みや確保方策の実績値の差し引きはゼロとなります。

(8)「地域子育て支援拠点事業」です。こちらは第4章重点事業の通番37「親子ひろ

ば事業の充実」になります。

次に4ページを御覧ください。(9)「一時預かり事業」です。こちらは「幼稚園型」と「幼稚園型以外」に分かれてございます。幼稚園型の一時預かり事業については、量の見込みと確保方策の実績値が計画値を大幅に上回っております。こちらについては、昨年度の子ども・子育て会議で、令和3年度の実績値を説明する理由と同じものになります。そのときにも御説明したとおりとなりますが、令和元年度から新たに幼稚園型の一時預かり事業を開始した施設の実績が計画値を大幅に上回っているためです。当時計画を策定するときには、そのような数値の見込みが立てられていなかったことから、大きな乖離が出ています。一方、幼稚園型以外の一時預かり事業の量の見込みと確保方策についてですが、計画値を下回っております。幼稚園型以外の一時預かり事業は、認可保育所などで行っている一時預かりになります。これは在園児以外の方が利用する事業でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響などによって、利用を控えている傾向もあり、そういった要因から見込みが少なくなってきました。

(10)「病児保育事業(病児・病後児保育事業)」でございます。こちらは、第4章重点事業の通番39病児・病後児保育事務事業でございます。こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響などで量の見込みの実績値などが計画値を大幅に下回る結果となっております。なお、確保方策の数値になりますが、これは各施設の利用可能人数になりますので、計画値と同値になっています。

(11)「ファミリー・サポート・センター事業」になります。重点事業の通番41の4つの事業のうちの1つとなります。量の見込み、確保方策について、計画値を下回る実績となっております。この事業は、必要な方が利用できる事業となっておりますので、量の見込みと確保方策の差し引きがゼロとなっております。

(12)「妊婦健康診査事業」でございます。こちらは受診対象者が受診できますので、量の見込みと確保方策の差し引きがゼロとなっております。量の見込みと確保方策は計画値を下回っておりますが、計画値が健診対象者数の全体に対しての実績値は、受診者数になりますので、乖離が出ております。

(13)「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」でございます。量の見込みと確保方策の実績については資料記載のとおりでございますが、この事業は、第4章重点事業の通番13基幹型保育所システム事業で実施しております。

最後に、(14)「実費徴収に係る補足給付を行う事業(副食費)」になります。こちらは、令和元年10月1日から開始された事業でございまして、実績値は資料のとおり、副食費で、284になっております。

地域子ども・子育て支援事業についての説明は、以上でございます。

なお、本日欠席の委員から御意見を御紹介します。

「子育て短期支援事業」についてです。3ページになります。量の見込みが計画では41に対して、確保方策362の計画となっていて、確保が多過ぎて無駄になっているのではないか。また、ずっと差し引き数に変化がないことに正当な理由があると思いますが、今後の方向性からは読み取れませんでした。との御意見になります。

御説明させていただきますと、先ほど申しましたように、「ショートステイ事業」は、あらかじめ利用できる総数を書いてございます。それに対して、見込みを想定した数値を書いておりますので乖離が出ております。ホテルをイメージしていただければと思いますが、ホテルは利用したいときに利用できるようにしておく必要があります。月曜日に利用したい人もいれば、木曜日に利用したい人もいます。月曜日だけしか開いてないと他の曜日は利用できません。ショートステイ事業も似た部分があると思っております、枠を確保していつでも受入れができるようにしていることから、このように差が出ております。

次に「病児保育事業」です。4ページになります。確保の量の見込みが大きく、見込みに対して、確保方策が大きく上回っているように思います。それにもかかわらず、今後の方向性が新規施設に言及されており、既に十分あるにもかかわらず作るのには理由が分かりませんとの御意見です。

病児・病後児の事業は、延べ日数だけで言えば、見込み量に対して十分な枠を用意できていたとしても、同じ日に複数の方が希望されることがあり、利用したいにもかかわらず、利用できないこともあります。私どもとしてはできる限り、御希望される方が利用できるような受け皿を用意する必要があることから、新規整備を方向性で掲げてございます。

委員から、この2点について御意見がございました。以上でございます。

会長 事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入らせていただきたいと思っております。御意見のある方は挙手にてお願いいたします。

委員 2ページ目の(3)「放課後児童健全育成事業」の学童保育所についてですが、高学年の4年生は、学童保育所に空きがある場合は入れる仕組みですが、結局、学童保育所はある程度エリアがあって、違うエリアは空いているが、利用したいエリアでは空いてないといった事象があるのではないかと想像しています。

数値上では、確保方策37のうち利用が24で足りていることと思っておりますが、地域ごとでしっかり足りているかどうかの視点でしっかりと把握して、利用したい人が利用できるような市で把握されるようにしていただきたいです。実態は読み取れないのですが、そういったこともあると思うので、そのような視点で見て頂ければとの話です。

事務局 この実績値には、試行実施で行っている4年生の受入れ人数は含めておりません。本来であれば、学童保育所は、1年生から6年生までで受入れを行う事業となっております。しかし、本市では公設学童保育所において、1施設当たりの受入れ人数を上回る子どもを受け入れている実態があるので、入所を希望する低学年の子どもを全員受け入れることを優先しています。私どもとしては、事業を実施していく義務、対応を行っていく必要がありますので、令和7年度から11年度までの計画策定で準備を進めているところでございます。来年度の子ども・子育て会議において、支援事業計画をお示しして、御意見をいただきたいと思っております。

委員 先ほどの「病児保育事業」の計画と実績の差があり過ぎることに対して、委員からの質問に対する説明を事務局からありましたが、先ほどの説明のほか、コロナ禍で利用数が落ちて、今後また元に回復していくことも踏まえての確保数値かと私は思ったのですがいかがでしょうか。

事務局 この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によって事業日数を縮小させている実態はございません。確保自体はしております。利用者が利用を差し控えられたと聞いております。

委員 発熱等は駄目とは言っていないが、非常に使いづらい実態があったと思います。本当は使いたいが使えなかったと肌感覚ですが感じております。実際に病後児保育事業を行っている園長先生方からも直接お話はありませんが、そのような感じはありました。結果的に利用を断念しているのは利用者だと思っておりますが、実態としては、そのようなことが大きいのではないかと思います。

事務局 確保方策に関しましては、先ほど事務局からお話しさせていただきましたように、御希望があったときに受け入れられるよう御用意してございます。定員数、施設数といったところを踏まえた上での確保でございます。先ほどの委員からのお話しに関しましては、受け止めさせていただきまして、今後どのように事業を運営していくか模索したいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、確かに前年の実績ですが、影響を受けております。しかし、今年度に入ってから、現時点では件数が増えてございますので、来年御報告する際には、実績も増えていると御報告できると思っております。

事務局 先ほど私から利用が控えられたお話ししましたが、実態としてそういったところもございますが、委員からの御意見でもございましたとおり、要件に当てはまらなくて、利用したくても利用できなかったケースはあったかと思っております。利用しやすさについては、別要素として受け止めて対応してまいりたいと思っております。

委員 今の話と少し似たところがあると思いますが、(2)「時間外保育事業」で、事務局からもお話があったと思いますが、時間外保育の利用も減っている理由も知りたいと思いました。(11)「ファミリー・サポート・センター事業」の実績も多くあるので、その影響を受けている場合もあるかと思っております。また、先ほどのお話にありました通り、使いづらいから実績が落ちていることも考えられると思うので、時間外保育利用が減っている理由が明確でしたら教えていただきたいと思っております。

事務局 現状として減少しているのは、多分様々あると思っておりますが、はっきりと御説明できる理由はないと思っております。例えば、コロナ禍や働き方が変わったことがあると思っております。はっきりとしたお答えになっていなくて申し訳ございません。

委員 ありがとうございます。

会長 働き方も今はどんどん変わってきていることもありますので、それも勘案していく必要があると思っております。他に御質問はありますか。

委員 3ページ目の(4)「放課後子どもプラン」です。去年の実績では、割と計画に対して近い値になっていると思いますが、これはPTAが担当を決めて、放課後に校庭で子どもたちが遊ぶのを見守ることで成り立っていると思っております。新型コロナウイルス感染症も大分落ち着いてきて、自分の子どもも行っていますが、利用者が増えていると思っております。去年の実績で、計画に対してこれだけ逼迫していて、今年もどんどん利用者が増えていっていると思っております。要は子どもが増えれば、それだけ目が行き届かなくなるので、見守りの保護

者を増やすなど対応が必要と思います。そういったことに対して、何かケアができないかと思いましたが。放課後子どもプランは、市から援助されている感覚がないです。市の支援は、本当は何かあるかもしれないですが、単にカウントしているだけだと利用者側からすると見えるので、そういったところでしっかりと支援していただければと思います。もし何かやっていることがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

事務局 放課後子どもプラン運営委員会に参加させていただいておまして、状況等を御報告します。放課後子どもプランは、小学校10校全部に実施委員会がございまして、市から委託費を出して委託事業として実施しています。実施委員会で当番を決めていただいて、遊びの場、体験の場、学びの場が事業実施されており、当番は支援員として、実施委員会ごとに金額は違うようですが、一定の報償費が支払われてございます。委託費を払っているのので、日々の報告、事故の報告などがありますが、報告書を作ることが大変なこと、報償費を支払うことに負担感があることを伺っており、市で事務補助をするなど、事務軽減の対応をしております。併せて、保護者や委員から様々な御意見がございまして、できる支援を市として考えているとのことでした。

委員 ありがとうございます。自分が知らなかったことが聞けました。今後、実績が増えていくと、そのようなところや、計画も併せて増やしていただければと思います。また、委員会でそのような話があれば、耳を傾けていただければと思います。

会長 次に進みたいと思います。第3区分目「教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」になります。事務局より資料の説明をよろしくお願い申し上げます。

事務局 計画書137ページになります。「教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」です。137ページのみ3区分に分かれたものとなっています。「認定こども園の普及に係る考え方」「教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」で、これまでは数値による計画がほとんどでしたが、ここからは主に文章で計画を定めて、実績を記載しております。

資料5ページになります。「認定こども園の普及に係る考え方」ですが、既存の幼稚園から新制度や認定こども園化への移行が見られないため、実績として市内での設置に至っておりません。また、当市の待機児童の解消に係る方針としては、保育所の整備を第一義的に進めてきたこともあり、令和4年度は、認定こども園設置は予定しておりません。今後動きが出てくる可能性もございまして、このような実績となっております。

2番目「教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」でございます。卒園を迎える年度の児童に対し、就学への期待を高めるため基幹型保育所システム事業の一環として、学校訪問事業を計画し、全校で実施しております。令和4年度から小学校がより身近な存在になるように、校庭への散歩も実施いたしました。また、保育士と教師との情報交換の場として、連絡会を開催した実績を載せております。

3番目「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」です。施設等利用給付教育時間部分について、公正かつ適正な支給を確保した。また、保護者の利便性を勘案しつつ、法定代理受領または償還払いの給付方法、請求時期等についての周知、施設及び保護者からの問い合わせについても対応を行っております。

会 長 質疑応答に入らせていただきたいと思います。御意見のある方、挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。特にこの件に関しては御意見がないようですので、次の第4区分目の「その他の取組」に進みたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

事 務 局 計画書138ページになります。資料5-2-5では6ページになります。「その他の取組」は、全部で6項目ございます。

「教育・保育の質の維持・向上等に係る取組の推進」の計画の実績でございます。基幹型保育所システム事業を通じて、提供する保育の質の維持・向上を図るため、市内保育施設職員を対象として7回の研修事業、エリアごとの各種連絡会を実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、集合形式にて実施できなかった場合は、オンラインに切り替えて対応した実績を書いております。

続きまして、「産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保の推進」でございます。保護者の産休・育休明けの希望に応じて、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、施設サービスの情報提供を行いました。また、市が申込窓口となる保育施設・地域型保育事業については空き状況を把握し、見学の際のポイントなどを情報提供として実施した実績を書いております。

続きまして、3番「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携」についてです。児童虐待防止対策の充実については、市内公民館、小中学校などに、国や東京都の児童虐待防止に関するポスターやリーフレットを配架し、児童虐待防止に向け、理解が深まるよう周知を図ってきました。

母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進では、国や東京都に対して、未婚のひとり親のみなし寡婦（夫）適用に係る規定について所要の見直しや、ひとり親家庭の自立支援の促進に向けて制度の充実が図られ、要綱改正が実施されたことを受け、本市においても「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練促進給付金等事業」「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の規則改正を行ってきました。令和5年度も国・都の動向を注視し、適切に対応を行ってまいります。

障害児施策の充実等については、東京都と連携を取りながら、障害児を支援する事業所の開設を事業者呼びかけたことで、障害児相談支援事業所2か所を新規開設しております。また、重症心身障害児を支援する事業所の開設に向けた準備を行うなど障害児支援体制の整備を進めてきております。障害者地域自立支援協議会の相談支援部会に設置している障害児通所支援事業所連絡会では、各事業所が抱える課題を共有し協議を行うなど、障害特性に応じた適切な支援の推進に向け、各事業所と連携を図ってきました。

そのほか、医療的ケア児及び家族の実態把握のための聞き取り調査を対面で行い、国分寺市医療的ケア児支援関係者会議において、結果の共有と検討を行っております。当該検討内容については、東京都の医療的ケア児等支援担当者連絡会にて報告を行っております。

障害児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受けること

ができるように、また関係機関との円滑な連携を図ることを目指して、市内保育施設職員を対象に、こどもの発達センターつくしんぼの通園事業見学会を全5回計画しました。実際には新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため4回実施となり、1回は中止となっております。また、令和4年度から、職員が通園の療育を体験できる、体験会も2回実施してきております。

7ページを御覧ください。「労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境整備施策との連携」でございます。令和4年度は、男女平等推進センター主催女性の再就職支援講座として、ライブイベントがキャリア形成に与える影響を学び、各自のライフスタイルに合わせた多様な働き方を考える講座を開催してきました。参加者からは、再就職・転職に前向きになったとの評価があり、参加者にとって有意義な講座を提供することができたと記載してございます。

続きまして、「要保護児童対策地域協議会実施による関係機関連携の強化」でございます。要保護児童対策地域協議会による関係機関連携について、代表者会議・実務者会議の定例会を各1回開催し、要保護児童の現状や対応状況について情報を共有してまいりました。また、実務者会議進行管理部会を年5回開催し、要保護児童の進行管理を実施してきております。個別のケースの検討については、個別ケース検討会議を年52回実施し、関係機関と密な連携を図ってまいりました。

最後に「保育士等の確保・定着」でございます。保育士等の確保及び定着につながる取組としては、市内認可保育所の全施設に対して、保育士等の処遇改善を図る処遇改善等加算の補助を行い、市内の保育施設を運営する法人が、雇用する保育士等向けに宿舍を借り上げた場合に、その経費の一部を補助する宿舍借上支援事業を行ってまいりました。加えて、保育所等の入所選考に係る「保育の実施基準指数表」の「調整指数表」において、保護者が「保育士・幼稚園教諭・保育教諭の免許を有するものであって、市内の認可保育所、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所の申込みをする場合」に該当した場合、6点の加点を行い、「保育士・幼稚園教諭・保育教諭の免許を有するものであって、認可保育所、認定子ども園、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所の申込みをする場合」に該当した場合は、4点の加点を行うことを実施してきております。

以上、長くなりましたが、御説明とさせていただきます。

会長 「その他の取組」について、説明していただきましたので、質疑応答に入りたいと思います。御意見のある方は、挙手をお願いいたします。

委員 「保育士等の確保・定着」に関して、非常に市の施策は感謝しています。加点が多くなれば、市内の保育所に子どもが入ることができ、保育士として安心して働けることになるので、市内認可保育所の園長を代表して、御礼申し上げたいと思います。できれば、他市と連携して、他市に住んでいて、国分寺市内の保育所に働いていても、他市でも国分寺と同じぐらい加点してくれればと思います。市によっては、入所できなかつたと、各園から悲鳴に近い声が上がることもあります。これは難しいことだとは思いますが、連携を強化していただ

いて、例えば、都内のどこで働いていても、どこに住んでいても、保育士の子どもを入所しやすくしてもらえればと思っております。

確保・定着については、少子化の影響で保育士の絶対数が少ない。どうやって確保するか。紹介会社に紹介を依頼すると1人当たり100万以上払って採用する現実があります。これは園長会で言うべきことかもしれないですが、補助的なものがあればと思っております。

あと毎年ココブンジで、園長会主催で就職フェアをやっておりますが、国分寺駅の改札を出て1分で行けるようなすばらしい市の施設を貸していただいて、就職フェアを行っております。市の協力で、今年から市の共催で進められ、保育士の確保にすごく良い方策をさせていただいているので、感謝しておりますが、現実的にそれでもなかなか採用が難しいです。少し話が戻りますが、紹介会社を使いたくはないのですが、補助があれば、安心して職員確保をしていける。ひいては子育て支援に協力できると思いまして、一言申し上げさせていただきます。

あともう一つ。先ほどの「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携」で、障害児施策の充実についてありましたが、我々は保育所を運営していて、つくしんぼ、健康推進課の保健センターの保健師に御協力をいただき、障害だけではなく、気になる子どもの支援もしていますが、感覚として、つくしんぼや子ども家庭支援センターの活動などを見ていて、職員の絶対数が少ないのではないかと思います。過酷な仕事の割には、少人数で市内をカバーしているところもあって、なかなか連絡が取れないことや、お互いに手が離せないときに連絡を取り合うこともあります。

私は保育所で働いているので、そのようなことがとても気になって、ほかにも充実させなければならない部署はあると思いますが、それにしても少人数で、休みが取れているのかと思うぐらい忙しいと思うので、人員の充実も考えていただきたいと思います。

会 長 貴重な御意見ありがとうございます。

員 今のお話少し関係があることですが、保育士、幼稚園教諭が大変不足しております。毎年求人しても、年々反応が薄くなっています。紹介会社を使うと1人100万掛かります。また、年々、新卒の見学や応募の際の園に対する質問が、保育の中身、子どものことではなくて、待遇、休みはどれくらい取れるのか、残業があるのか、そういったことが中心になってきています。5、6年前までは保育の中身を熱心に聞いて、1時間でも2時間でも見学した学生がいましたが、時代が変わって、待遇面中心で就活する学生が増えています。幼稚園教諭の待遇面は本当によくなく、保育所不足とか保育士不足を解消するために、保育所を中心に待遇の改善が世の中的になされてきて、様々手当ができましたが、幼稚園教諭に対する処遇改善は後回しになっています。園長先生には申し訳ありませんが、幼稚園教諭はもっと確保が難しい現状があります。幼稚園教諭の処遇改善もしていただきたいです。実習に来た学生に就職はどうするのか聞くと、8割、9割の第1希望が保育所です。それでも保育所職員は大変と伺っていますので、幼稚園教諭に対する希望を若い方は持たなくなってきているので、何とか処遇改善していただきたいのが本心です。

つくしんぼのお話が出ましたが、年々つくしんぼに通所している子どもの保護者から、幼

幼稚園入園の問合せが増えています。園としても、つくしんぼに通所して入園する子どももいれば、つくしんぼの通所を継続する御家庭もあります。障害に対する理解等が進んで、10年ほど前まではそれほどそのような相談がありませんでしたが、年々増えています。市の健診でつくしんぼを紹介されて通うようになった子どもも多いです。入園前に2歳児クラスに通われて、相談をされる保護者も毎年のようにいます。

幼稚園、保育所で集団生活を体験することが子どもにプラスになることは多くあるのですが、幼稚園、保育所で子どもがベストな状態で過ごせるのか、先生1人に対して集団生活になるので、そのような環境で過ごすことがベストなのか、保護者とお話しして判断して頂いております。

市に伺いたいのは、先ほどお話にもありましたが、問い合わせをしても担当の心理士とお話できないこともあるので、職員を増やす、つくしんぼに通える子どもの定員枠を増やすなどの計画があるのかお尋ねしたいです。

事務局 幼稚園教諭の処遇改善について、こちらで把握していることをお伝えできればと思います。保育・幼稚園の主管課長会、子ども主管部長会、市長会を通して、保育士と同様の処遇改善を求め、これまでも東京都に要望書を出しておりますが、なかなか改善が進んでおりません。今年度も、東京都に要望書を提出しております。

事務局 子どもの発達支援センターつくしんぼについて回答させていただきます。つくしんぼは、令和6年11月1日から児童発達支援センターに移行する予定です。定員に関しては、通園教室の定員20名は変えずに実施する予定です。それ以外は、定員はまだはっきり決まっていますが、午後に週1日の療育、並行通園のグループを新たに開始予定です。また、つくしんぼでは新たに児童福祉法に基づく保育所等訪問事業を実施しますので、保育所、幼稚園との連携をさらに深められるように、つくしんぼに通っている子どもと保育所等で連携を取りながら支援をしていく、地域で育てる、支えられるような施設にしていきたいと考えています。

なかなか入れないとお話がありましたが、保育所整備が進んできています。保育所の受入れが増えていることで、午前中の通園教室が20名定員ですが、今は待機も減ってきています。大分改善されてきている実感があります。

委員 私どもは児童発達支援事業所antoを運営していますが、定員10名と決まっています。1日に10名を超えて支援してはいけない決まりがございます。うちでは、90%の子どもが幼稚園、保育所と並行通年をしています。保育所に訪問させていただいて、先生と子どもの支援についてお話をしておりますが、先ほどの話にもありましたが、保育所での集団保育がいいのか、幼稚園での集団教育がいいのか、先生たちもとても悩まれています。私どもの考えで保護者にお話をさせていただくこととして、子どもにとって、この先有効な支援は何なのか、有効な教育は何なのかを一緒に考えて、就学まで大事に育てていくこと、療育と集団保育、幼稚園教育の違いをしっかりと保護者にお話をさせて頂いております。antoにも毎日のように見学希望や、入所希望の相談があります。国分寺市に転居してくる方が本当に増えていると感じており、現在住んでいる市で療育を受けていて、国分寺市に転入後も療育を受けられるかの問合せも数多くあります。その場合、市やこどもの発達センタ

一つくしんばに相談をすることを御案内しております。みんなで連携して国分寺市の子どもたちを育て行くことが、antoの基本的な考えです。昔に比べ、障害ではないかと判断される基準が変わってきていて、うちでは何の問題もない子どもも多くいます。子どもによって、療育を受けたいのか、集団のほう伸びるか様々あります。これからも連携を大事にしながら子どもたちを育ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 10人定員とのお話しですが、それはどのような理由からでしょうか。

委員 antoの規模では、東京都から定員枠が10人と決められています。1日の定員が10人で、有資格者の指導員が2人と決まっています。しかし、10人を2人で見ることはとても大変なので、うちではプラスして4、5人の指導員を確保しています。月曜日から金曜日まで、1日10人枠となっており、毎日通う子どももいれば、そうでない子どももいますが、登録人数は現在27人となっております。定員を増やすには、1人あたりの面積要件等があるので、それをクリアすれば対応は可能です。

(2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和4年度実績）の評価について（第4章基本目標Ⅰ～Ⅲ）

会長 支援員等が不足している現状が明らかになったかと思ひますので、今後を考えていく資料の1つとしていただければと思ひます。

第4区分目の「その他の取組」は終了させていただきたいと思ひます。

続いて議事2に移ります。議事2は、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の第4章の基本目標のⅠからⅢになります。各基本目標で評価内容を市でまとめていただきましたので、それを説明いただき、確認していきたいと思ひます。

事務局から基本目標Ⅰの評価内容からよろしくお願ひいたします。

事務局 ただいま会長から説明がありましたように、議事2は、これまでの第1回、第2回において、基本目標ⅠからⅢについての皆様から御意見を私どもで文字化しております。その内容が皆様の御意見と一致したもの、会議の意見として評価するものになりますので、内容を確認いただきまして、表現方法等について、修正等の御意見を頂ければと思ひます。また、追加で盛り込むべき内容等が出てくる可能性がありますので、それについても御意見を賜ればと思ひます。

資料5-3-1を御覧いただければと思ひます。資料5-3-1の2ページになります。基本目標Ⅰ、施策(1)です。第1回の会議において、左側の「国分寺市による評価」を読み解いて、説明を受けて、子ども・子育て会議としての御意見等を「会議の評価」としてまとめさせていただいております。これまでは、一委員の意見でしたが、ここで会議の意見、会議の評価になりますので、それが適切なかどうか確認をお願ひいたします。

1, 2, 3の見方ですが、「個別事業の実施状況」に書いている場合と「施策の方向性に係る実施状況」に書いている場合とそれぞれございます。この考え方について、御説明させていただきますと、「個別事業の実施状況」に書いている内容については、各委員の皆様からの御意見が、個別事業に特化して施策の方向性等にあまり影響がない場合は、ここに書いております。

一方で、「施策の方向性に係る実施状況」に書いている場合は、事業に対する御意見

であっても、計画書にある方向性に係る内容、施策そのものに影響のある御意見等については、ここに表現してございます。

「施策の進捗状況」については、例えば1ページで言いますと、「おおむね順調に進んでいる」と表現していきまして、それに対して、御意見があった場合については修正しておりますが、これまでの第1回、第2回では、特段直接的な御意見がございませんでしたので、基本的には、「『国分寺市による評価』のとおりとする」となっておりますが、こちらも御確認いただければと思っております。

会長からありましたように、以前は、基本目標のその施策ごとに御説明をして御意見を頂くプロセスを踏んできましたが、基本目標を全体で1なら1の中で、皆様から御意見を頂ければと考えております。

基本目標Ⅰについては、施策の(1)、(2)によって成り立っておりますので、この2点を併せて私から御説明させていただいております。その上で、皆様から御意見等を頂く時間となりますので、よろしく願いいたします。基本目標は、本日、会長からありましたように、ⅠからⅢまでありますので、これを3回繰り返すこととなります。

まず、2ページを御覧いただきますと、「個別事業の実施状況」に記載しております。これは、主に2人の委員からの御意見を基に作っております。

「通番1 利用者支援事業の充実については、量的目標に基づいた評価がされているが、実施場所数だけでは、当該事業がどの程度市民に利用されたのかがわかりづらいことから、目標値の設定や実績の記載方法等について検討されたい」、これは、山本委員からの御意見でございます。御意見については、この評価のまさにそのとおりとなりますので、このように表現させていただきました。

そして、もう一方の御意見ですが、「また、通番7 ひとり親家庭自立支援給付金事業については、制度の仕組みから市民が利用しづらく、利用者数が目標値に届いていない実態があるとのことである。ひとり親家庭の自立の促進のため、当該事業の実施方法等について、検討されたい」と書かせていただきました。

この御意見について少し御説明させていただきますと、委員から目標値に対する実績が少な過ぎるのではないかと御指摘がございました。実態として、制度そのものが利用しづらいような背景もあり、それであれば、利用拡充に向けた制度の改善等の検討が必要との御意見から、評価をまとめさせていただきました。

その他については特段なかったと認識しておりますので、「施策の方向性に係る実施状況」、「施策の進捗状況」については、「『国分寺市による評価』のとおりとする」とまとめさせていただきます。

続きまして、資料12ページになります。こちらについても、「個別事業の実施状況」について、評価として盛り込んでおります。ここは、委員の御意見を基に作っております。御意見としては、「通番9こくぶんじ青空ひろばでは、障害のある乳幼児の親子を含め、当該事業を利用できているとのことから、今後も多様な乳幼児を受け入れる体制を整えとともに、利用実態が定量的に把握できる目標設定や実績の記載について検討されたい」とのことです。利用できているのであれば、それが分かるような目標や実績の書き方があるのではな

いかとの御意見でした。これを基にこのような評価として掲げさせていただいているものでございます。

四角の2,3などについては,特別御意見等はなかったと認識しておりますので,このような評価としてまとめさせていただいております。

基本目標1,施策(1),(2)については,以上のおりでございます。

会 長 (1)と(2),2ページと12ページの内容になります。文言,内容等々で御意見等がございましたらお願いしたいと思います。委員いかがでしょうか。

委 員 特に問題ありません。

会 長 他に特に御意見等がなければ,これで確認が取れたといたします。

次に基本目標Ⅱの評価内容の確認を行いたいと思います。事務局よろしく願い申し上げます。

事 務 局 基本目標Ⅱに移らせていただきます。こちらは施策(1)から(4)まででございます。以前御質問のございました21ページ通番14 障害児保育事業についてから御回答させていただければと思います。

事 務 局 第1回の会議で障害者保育の相談について,御質問がございましたので御回答させていただきます。令和4年度には16件の相談実績がございました。認可保育所の御希望が8人,うち7人が令和4年度途中,もしくは令和5年度4月から入所しており,1人が待機しております。その方につきましても,私どものコンシェルジュが状況を確認しながら,また関係機関とも連携しながら対応してございます。

今後も引き続き,障害者保育で御相談があったときに,丁寧に寄り添って対応してまいりたいと考えてございます。回答が遅くなって誠に申し訳ございませんでした。

事 務 局 それでは18ページを御覧いただければと思います。基本目標Ⅱ,施策(1)から進めさせていただきます。ここでは,四角1は「『国分寺市による評価』のおりとする」としておりました,四角の2「施策の方向性に係る実施状況」について記載しております。3人の委員を中心に,通番12,通番14の御意見を頂いております。

まず,通番12から御説明をさせていただきます。

「通番12 待機児童解消のための認可保育所の増設については,これまで認可保育所を整備し,利用定員を拡充されてきたことで待機児童数は減少傾向にある。今後,認可保育所の利用児童数の大幅な増加が見込まれない中であっては,その推移について注視しながらも,利用定員拡充等量的視点に重点をおいたものから,保育の質等,質的視点により重点を置いた事業の実施のあり方について検討されたい」と書いております。

背景でございますが,主に2人の委員から御意見がありましたが,これまで順調に保育所整備によって定員の拡充,量の拡充をしてきた一方で,保育の質の確保,質の維持について,非常に重要な時期に来ているのではないかとの御意見がありました。ついては,今後の事業実施に当たっては,特にこの質に重点を置いた事業の実施が必要ではないかとの御意見を基に,評価としてまとめさせていただいております。

続きまして,通番14になります。「通番14 障害児保育事業については,認可保育所を対象とした事業であるが,幼稚園においても,障害児の受入れをしていると思われる。障

害児が、どの施設、どの事業を利用しても適切な環境や支援体制で過ごせるよう更なる支援の充実を図るに当たり、次期計画での位置付けや目標設定等について検討されたい」としました。

背景ですが、通番14「障害児保育事業」を御覧になられて、幼稚園への支援がもっと必要ではないかとの御意見が委員からございました。現計画の目標としては、幼稚園でもやっておりますが、この位置づけへの盛り込みが弱い実態もあり、次期計画を見据えた評価として、書かせていただいております。

3番「施策の進捗状況」については、御覧のとおりになります。

続きまして、基本目標Ⅱの施策(2)、24ページになります。(2)については、特別御意見等はなかったと思いますので、1から3まで「『国分寺市による評価』のとおりとする」としてまとめさせていただいております。

続きまして、施策(3)、28ページになります。

少し説明が長くなってしまいますが、まずは経緯を御説明したいと思っております。「個別事業の実施状況」については、資料の訂正があったことから、この御意見をどう取り扱うかについて、改めて皆様で議論いただければと思います。通番26を御覧ください。

37ページになります。通番26遊具の更新でございます。ここは差し替え後のページとなっておりますので、比較をするに当たっては前々回の資料を御覧いただければと思います。経緯を少し御説明しますと、当初の重点評価シートでは、20公園の遊具更新をする目標を持っていて、実態として18公園の遊具更新でした。点検自体も20公園のような印象を受ける評価内容となっております。改めて私が所管課に確認をしたところ、点検そのものは非常に多くやっている実態が分かりました。遊具更新については、基本、計画に基づいて実施する位置づけがございまして、点検と更新は関連性があるようでないところが実はあるとのことでした。

実態としては、当然、最終的に点検をして更新しますが、もともと20公園の点検について18公園の遊具更新ではなくて、100公園を超える点検をしていますが、その中でも20公園を改めて検査をして、遊具更新するかどうか判断をしたとのことでした。実態として、特に差し替えた内容は、「令和4年度実績に係る評価及び課題」でございます。

「公園・緑地の総合的な維持管理計画」に基づき、20公園の遊具点検を行った結果、17公園はAまたはB、「全体的に健全」な評価で、一方3公園についてはC、「全体的に劣化が進行している」との判定が行われました。20公園の更新を行う予定でしたが、全体的に健全であると評価されたAまたはBだった2公園は、更新をせず残しまして、C評価だったものを含め残り18公園の遊具更新を行っております。

事情によって18公園の更新となっておりますが、もともと委員からの意見の趣旨としては、そもそも点検のやり方など仕組みについて問題があるのではないかと、改善必要なのではないかとの御意見を基に評価を頂いておりますが、そもそも前提が重点評価シートからは読み取れなかったことから、今回、改めて所管課に確認をして、読み取れるような評価シートに差し替えさせた経緯がございまして、28ページになりますが、誤解を招く重点評価シートを基に頂いた御意見であり、前提条件が変わりましたので、通番26の委員の御意

見について、もう一度会議でお決めいただければと思います。

続きまして、通番27放課後子どもプランについてです。田嶋副会長からの御意見でございます。「放課後子どもプランについては、放課後子どもプランと学童保育所との連携により様々な活動や行事等を実施されていると思われるが、その内容について分かるよう目標設定や実績の記載等について検討されたい」としております。

経緯としましては、通番27を御覧いただくと実施日数等の記載がございますが、どのような取組をしていたのか読み取れないのではないかと御意見でした。その御意見を基にこのような評価内容とさせていただきます。

続きまして、「施策の方向性に係る実施状況」でございます。こちらは通番18を基に、御意見としてまとめさせていただきますが、こちらはお2人の委員からの御意見です。

「通番18、地域の子どもの居場所づくりの推進については、子どもたち自身が市内にどのような居場所があるかを知り、自分たちにあった居場所を発見するためにも、子どもの目に届く場所にマップを設置されたい。また、居場所の考え方にも様々な視点があることから、マップの作成に当たっては、遊びの場や学習の場等、居場所の分野別に子どもの意見を聴きながら作成するなどその方法について検討されたい」としております。委員から子どもたちのしっかりと目に届く場所に、このマップを掲示してくださいと御意見がございました。加えて、マップを作るに当たっても、居場所と一言に言っても、居場所の捉え方、内容、要素は複数あるのではないかと。ついては、そういった分野別にしっかりと子どもたちから意見を聞くことが重要との趣旨の御意見を頂いたと認識しております。このような内容で表現させていただきます。四角の3については、御覧のとおりになっております。

基本目標Ⅱ、施策(4)については、委員からメールで御意見等がございましたので、お伝えをさせていただきます。この意見に加えて、「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、防犯活動の本質に即した目標や実績調査をしたほうがよいと思います。活発に活動したことが目標になっていますが、活発の定義がこの資料からは分かりません。また、一番大事なのは、その結果が犯罪を抑止できたのかをきちんと調べて、PDCAを回して、初めて実績と改善が行えると思います。恐らく犯罪数や対応数はカウントされていないと思いますが、いかがでしょうか。もしカウントされていたら、そのデータも開示いただければと思います。いくら活発に活動しても、犯罪がその地域で減っていかねば意味がないです。この部分は、前回お話したような気もしますが、この内容にあったので、再度意見としてお伝えしますと言われております。

この内容について、事務局で認識できたのは直前でしたので、御回答の用意ができておりません。こちらは、所管課に伝えつつ、何らか私どもが回答できることがございましたら、次回の会議等でお伝えできればと考えております。よろしくお願いたします。

それを踏まえまして、資料40ページに戻ります。「個別事業の実施状況」については、通番30に関してあった委員意見を基にしております。「交通安全教室の開催について、現在の実施方法では年2回の開催回数は、交通安全の取組としては少ないと思われるため、事業実施頻度の拡充等について検討されたい」としています。経緯といたしましては、中学生に対して活動を行っており、中1から中3で1回は事業を体験できる取組方法を採用して

おります。通番30スケアードストレイト方式の交通安全教室になります。具体的に事業内容を説明していなかったかもしれませんが、スタントマンが実際に交通事故の起きるようなシーンを目の前で披露して、交通事故の大変さ、危険性を知る事業として行っているものですが、回数が少ないので、例えば中学校を一緒にしてやるような取組もあるのではないかと御意見をいただきましたので、まとめさせていただきました。

続きまして、四角の2「施策の方向性に係る実施状況」になります。これについては、委員からの御意見でございます。これについては、通番、重点事業に特化したものというよりも総体的な御意見と考えましたので、あえて、通番、事業などに直接関連してない表現としておりますが、「子どもたちが犯罪に遭わないようにするために、安全なまちづくりに向けて具体的な検討や実施が重要である。過去の犯罪や事案等を参考に、今後の事業の実施方法等について検討されたい」としてしております。こちらは計画書の方向性についても、触れている内容でしたので、このように反映させていただいております。

また、交通安全対策については、お2人の委員から御意見がございましたので、それを基にまとめさせていただきました。「また、交通安全対策については、安全な道路環境の整備を進めるため、通番28安全設備の設置により、交通安全施設を整備することや、通番29交通安全運動市民のつどいの開催を通じて交通マナーやルールの周知を徹底することについて、警察とも連携しながら積極的な取組を進められたい」としてしております。背景でございますが、前半部分はお1人の委員の御意見を参考にまとめておりますが、もっと交通安全対策に直結したような、様々な施設の設置などをすべきではないかとの御意見があったと思います。それに対して、事務局として御回答させていただきましたが、警察の所管も多くを占めているので、実態を知っている市がしっかりと情報提供することによって、警察に取組を進めてもらう趣旨でこのような表現としております。

また、後段については、委員から自転車のヘルメットについての御意見があったかと思いますが、自転車のヘルメットも含め、交通安全のルールやマナーは、事業を通じて実施できると思われれますので、しっかりと既存の事業などを活用しながら取り組んでいく趣旨の評価を踏まえまして、このような表現とさせていただきます。

四角の3については、御覧のとおりとなっております。

基本目標Ⅱ、施策の(1)から(4)については以上となっております。

会 長 (1)から少しボリュームがありますが、御意見等々がございましたら挙手をお願いしたいと思っております。

委 員 通番26です。評価の記載内容については、このとおりとは思っておりますが、説明にあった内容について、点検は20公園以上やっているとおっしゃられていたのですが、結局、あくまでも目標は20公園の遊具更新を実施する目標に対して、点検していたのでしたら、なぜ17にとどめたのか疑問に思いました。今の話からすると、簡易的な検査は多くしているが、実際に更新するために詳細な点検は20公園でやって、そのうち3公園は劣化が少ないと判断をしたからしなかったと自分は聞き取れました。基本的に指摘した内容からは変わっていないと自分は理解します。

事 務 局 少し説明が不足していたかもしれないので改めて御説明をさせていただきますと、各遊

具施設で点検は行いますが、一定の年数で更新時期になりますので、ルールに基づいた点検を行った上での更新作業となります。

委員がおっしゃるとおり、20公園を目標に設定しているので、20公園の更新をするべきではないかとの御意見はもっともかと思えます。この御意見を残すことは問題ないと考えております。会議での取扱いとして反映させていただければと思います。

会 長 委員いかがですか。

委 員 自分としては、しっかりこういう可能性も踏まえて仕組み等検討されたいとの文言で問題ないと考えます。今回は17公園だったことに対して、結局、問題がないとおっしゃられているようにも聞こえたのですが、視点として更新は前倒しでやっても良いと捉えているので、文言は問題ないと思います。

会 長 そのようにまとめたいと思います。

その他いかがでしょうか

委 員 P28「施策の方向性に係る実施状況」に書いていただきありがとうございます。追加で、以前お伝えしたように子どもたちの意見を聞くことを大事にさせていただきたいのですが、私の所感になってしまいますが、今、何より日中の居場所を必要としている子どもたちが数多くいると思っています。私は、国立市内で不登校支援を行っていて、学校に行きづらさを抱えている子どもたちが安心できる場所を探していますが、国立市以外でも府中市や町田市、小平市、国分寺市からも来ている子どもがいます。様々なところから居場所を探しにきている子どもたちが多くいるので、学校に行けなくて困っている、朝早くから夕方までの放課後に限らない日中の時間の居場所が、国分寺市内ではどこがあるかをまとめていきたいと思っています。

事 務 局 委員の御意見として、日中の子どもの居場所についての趣旨を追記する必要があるということでしょうか。

委 員 はい、そうです。

事 務 局 分かりました。

会 長 他に、(1)から(4)でボリュームがありますが、御意見いかがでしょうか。

委 員 少し前に戻ってしまって申し訳ないのですが、通番15学童保育所整備事業になります。学童保育の話になるのか分かりませんが、小学校の登校時間は決まっていると思います。子どもが登校する時間よりも早く保護者が出勤する御家庭も多いと思います。特に学童保育所を利用されている御家庭は、新1年生の困り事として、幼稚園、保育所を卒園すると、保護者が先に出勤してしまう。子どもが30分も1時間も早く学校に行くことができない、どうしたらいいかとの悩みを聞くことがあります。それに対して何か対応策がないのか常々思っていました。子どもが鍵を持って行動すること自体も初めてなのに、保護者が子どもの登校前に出勤しなければならない、30分も1時間も家に1人でいなければならない。鍵を閉めて、登校してくれるかの不安でも保護者は出勤しなければならない悩みを抱えている御家庭が多いと思っています。

会 長 保育所は早朝保育がありますが、小学生にはないため、困るということですね。

委 員 お困りの御家庭が多いと聞くので、何か対応策がないのかと思いました。

- 会 長 国分寺市は、何か取組がありますでしょうか。
- 事 務 局 学校が始まる前の時間帯は、学校として施設を開けるのが難しいとの話がありまして、議会でもそのような話が出ております。その時間帯は、学校なのか、学童保育所の範疇なのか、難しい問題と考えます。
- 委 員 学校に登校できる時間と家を出る時間がどうなのか、実態把握も必要なのではないかと考えております。何より子どもの安全が第一だと思うので、家に保護者がいなくなってしまう、学校に登校できない、鍵を閉めて出かけなければならない子どもにとってとても不安な時間だと思いますので、そういうことを考えなければいけないと考えています。
- 委 員 子どもの登校前に保護者が仕事に行かなければならない、子どもの居場所の問題、学校に行けない子どもが多くいること、皆様も報道等で御存じだと思いますが、爆発的に増えています。この会議には、国分寺市の担当の課長の方々がいらっしゃっているので、国や東京都と要望することをお願いしたいと思います。
- 会 長 引き続き、国分寺市としても積極的に考えていただく1つの内容としていただければと思います。
- 委 員 それでは本題に戻らせていただき、基本目標Ⅱ（4）までの御説明がありましたが、他に御意見がございますか。
- 委 員 Ⅱ（4）通番30について書いていただいたのですが、頻度を上げるのは確かにいいことだと思いますが、意見としては、多分回数を上げるのは、費用面等で難しいと思いますので、各中学校でやっている対象範囲を広げてほしいとの趣旨を言っています。例えば、事業実施頻度の拡充、または、各回の対象者の拡充などについて検討されたい。1回の頻度での対象者を大きく増やすような視点でも検討していただきたいと思いますので、そういった文言も追加をお願いします。
- 事 務 局 趣旨承知しましたので、修正させていただきたいと思います。
- 会 長 では、よろしくお願いいいたします。
- 事 務 局 先ほどの委員の御意見について確認ですが、先ほどの趣旨について、計画書の方向性に少し触れてございます。計画書64ページになります。学童保育所の狭隘状況の解消についてはもちろん書いてありますが、方向性が2段落ございまして、この後段になります。後段の2行目以降になります。「また、子どもが安全・安心に過ごせるよう、可能な範囲で放課後等に学校教室等を利用するとともに、今後も放課後子どもプランとの協議の場を設定するなど、両事業が連携をしていくことにより」として、学童保育所、もちろん放課後もそうですが、生活全般を見て安全・安心に暮らせる1つの居場所として捉えております。事業実施には特別言及しているものではございませんが、委員の意見は、この方向性に係るお話かと思われましたので、先ほどの整理では、この会議の評価として入れなくてもいいのではないかと趣旨と捉えておりますが、改めましてどのような評価とするか御判断いただければと思います。市としてそれができるかどうかはまた別問題ですが、会議の評価として、重要と考えておりますので、少し切り分けて整理できればと考えております。
- 会 長 皆様よろしくお願いいいたします。
- 委 員 それでは、次のところに移ってもよろしいですか。

事務局 8時半を過ぎましたので、本来であれば終わるべきですが、もう少しでございますので、よろしければあと10分ほど御時間を頂ければ大変ありがたく思っております。

会長 皆様、御協力よろしいでしょうか。遅くて申し訳ありません。

では、基本目標Ⅲについて、説明よろしく願いいたします。

事務局 お時間超過して申し訳ございません。御説明させていただきます。

51ページ基本目標Ⅲについては、施策の(1)、(2)となっております。

いずれも四角1,2,3に対して特段の御意見等は上がっておりませんでしたので、いずれも『国分寺市による評価』のとおりとする」としております。ただ1点、先ほど私が先走ってしまいましたが、前回の会議において、通番48乳幼児健康診査について、委員から御質問がございました。資料66ページになります。質問内容は、目標達成できなかった理由を教えてほしいとのことでした。また、今回の結果を踏まえて、今後はどのようにしていくのかの趣旨で御質問頂いたと認識しております。頂いた御質問について、所管課である健康推進課の担当者に確認をいたしました。目標達成できなかった理由でございますが、健診の種類によって少し違いがあることが分かっております。基本的に健診未受診者に対してはアンケートを送付して、その理由の把握に努めているようなのですが、3,4か月健診に関しては、理由は各御家庭それぞれで、受診ができなかった主な傾向までは出ていないようです。その上で、参考までに3,4か月健診の未受診の例を挙げると、例えば母子の体調不良、また、3人目、4人目の子どものため、慌ただしくて受診ができなかったといった理由があるようです。3,4か月健診に関しては、個別健診に移行したことで、母子にとっては受診しやすさが向上した反面、市では未受診者の把握、健診を医療機関に委託をするようになりましたので、集団健診と比較して、未受診者の把握に時間を要しているようです。そのため、状況を把握してすぐにアンケートなどで事後フォローをしても、すぐまた6か月健診があります。この時期はかなり短い期間で健診があることが1つの傾向としてございます。

また、1歳6か月健診の未受診者理由については、健診日に親が仕事を休めない理由が圧倒的と聞いております。これは、過去の子ども・子育て会議でも触れさせていただいている内容ですが、集団健診に関しましては、市内の医師の持ち回りで御協力頂いており、医師が勤務する医療機関の休診時間や、休診日等に合わせて、日中のお昼の時間帯に実施しております。そのため、実施日程でどうしても仕事を休めないといった御家庭が一定数出てしまう現状があります。ただ、幸いといったら何ですが、その御家庭の多くは、親が働いているため、保育所に通われている御家庭が非常に多いことから、保育所での健診を受けられている実態もありますので、全くの未受診とは少し性質が異なっております。

また、3歳児健診については、保育所や幼稚園に通い始め、特に幼稚園はプレ幼稚園がスタートすることもあって、保育所に通っていると保育所での健診を受けていることや、プレ幼稚園を休ませたくない、また子どもも大きくなり、日程をわざわざ調整してまで受診をすることへの意識がどうしても後回しになってしまいがちな傾向から、受診率は下がる傾向にあるとのことございます。

また、1歳半健診、3歳児健診は、感染症の不安や御家庭での介護などを理由に、集団

健診を受診できない方も少数ではありますがいらっしゃるとのことです。そのような方には、例外的な対応にはなりますが、個別受診の御案内をしていると聞いております。

健康推進課としては、100%の受診は目指しつつも、何らかの理由で受診ができていない子どもがいることから、未受診の御家庭を速やかに正確に把握して、適切なタイミングで健診を受けられるよう、必要に応じて個別のフォローも行いながら、今後も実施していくと担当から聞いております。

会 長 委員、よろしいでしょうか。

委 員 しっかりやられていることが伝わる説明だったので、特に疑問はありませんが、逆に言う
と目標100%を達成するのはかなり困難であることも理解しました。そういった意味では、
このパーセンテージの考え方は検討すべきものかと思います。先ほどお話に合った何かし
らの受診で代用したことも同等と認定されるようにして、それをカウントすることで、数値上
100%にする仕組みの変更はあっていいのではないかと思います。そのような観点を加え
て、仕組み、内容について、検討されたいといった文言を書いていたいただきたいと思
いました。

事 務 局 今頂いた趣旨を基に評価内容をまとめさせていただければと考えております。評価の修
正、追記等も出てまいりましたので、第5回の会議で修正したものを皆様に御確認いた
だく機会を持ちたいと考えております。

会 長 また皆様と一緒に確認をさせていただければと思います。

本日の目標である基本目標Ⅲまで終わりました。本日の議事は以上になりますので、
終わりたいと思います。うまく進行ができなくて、大変申し訳ありませんでした。

では、事務局から、「2 その他」が次第にありますので、よろしくお願いたします。

事 務 局 長時間にわたりありがとうございました。次回の会議日程等の御案内となります。次回
の第4回の会議は、11月8日を予定しております。次回の会場は書庫棟会議室となりま
す。前回の会議の場所となりますが、多くの皆様がオンラインで参加されていましたので、
初めての会場になる方が多いかもしれません。

また、次回の会議の議事でございますが、計画の評価の続きを予定しており、第5章の
評価内容を取りまとめたものを確認していただきます。もう1つは、基本目標Ⅳの評価を
いただくことを予定しております。恐らく本日よりは早く終わると考えておりますが、何とぞ御
協力のほど、よろしくお願いたします。

会 長 早ければいいという問題ではありませんが、時間には限りがあるので、なかなか難しい
ことですが、皆様の御協力をまた改めてお願い申し上げます。

本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。急に寒くなってまいりました。体
調不良となりやすい時期だと思います。皆様お身体にはお気をつけて、お過ごしだけ
ければと思います。本日はありがとうございました。

— 了 —